

悪質商法被害を防ぐ

特定商取引法改正を!

2023年 10月31日 (火) 18:00~

会場参加・ウェブ参加 いずれも可能

さいたま共済会館 501・502 浦和駅西口徒歩約10分

インターネット通信販売による詐欺的商法、副業・投資情報などを口実にした詐欺的マルチ商法、高齢者を狙った悪質訪問販売など、悪質商法の手口はますます悪質巧妙化しています。特定商取引法は、2016（平成28）年改正及び2021（令和3）年改正が行われましたが、最近の悪質業者に対する法規制の実効性が得られていないのが実情です。本シンポジウムでは、これらの悪質商法の手口として主に通信販売、連鎖販売取引、訪問販売・電話勧誘販売などの被害実態を紹介し、現行特定商取引法のどこが不十分か、どのような再改正が必要かを議論し、2016年改正後の5年後見直しの検討もされる中、消費者被害撲滅のため特定商取引法の改正に向けた取り組みを考えていきます。ぜひ、ご参加ください。

プログラム予定

通信販売
での
定期購入被害

若者等を狙った
詐欺的
マルチ商法

高齢者を狙う
訪問販売等

◆ 最近の悪質商法実態報告

- ①2021年改正（2022年6月1日施行）以後も増加する定期購入被害（通信販売等）の実態
- ②副業・投資情報などを口実にした詐欺的マルチ商法被害の実態と被害救済の課題
- ③高齢者を狙う訪問販売被害の手口と実態

◆ 埼玉県内における消費生活相談の現状など

◆ 現行特定商取引法の問題点と法改正の提案（埼玉弁護士会等）

◆ 地域や団体の取り組み報告（消費者団体等の活動を行っている団体）

参加方法

ウェブでの参加も可能です。参加ご希望の方は、下記URL又は右記QRコードより、参加申込みをしてください。

なお、事前申込みがなくても、会場参加は可能です（但し、満席の場合、事前申込者優先）。ウェブ参加についても開催当日までに弁護士会HPにて当日参加可能な参加URLを告知いたしますが、参加状況の確認等のため、できるだけ参加申込みをしていただくと助かります。

参加申込みURL：<https://forms.gle/ooUxfftzhmvotLH8A>

